



第 5

1. 報 告

- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項（相続等による取得）の規定による届出について
- (2) 農地の転用事実に関する照会書について
- (3) 農地改良完了報告書について

2. 議 事

- (1) 議案第 29 号  
農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について
- (2) 議案第 30 号  
農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について
- (3) 議案第 31 号  
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について
- (4) 議案第 32 号  
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について
- (5) 議案第 33 号  
現況非農地証明願いに対する可否決定について
- (5) 議案第 34 号  
仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について
- (6) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 伊 藤 一 彦                      参 事 門 脇 益 美

係 長 檜 尾 健                              主 事 伊 藤 大 地

7. 書 記

参 事 門 脇 益 美

8. 議事録署名員

24 番 糸 井 淳                              25 番 藤 原 由 悦

9. 会議の概要

議 長                      ただ今から平成 28 年第 8 回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

天気もあまり良くなく、梅雨明けもしていませんが栗の花もまだ咲いて  
ないみたいでもう少し梅雨明けには時間がかかるような気がします。地震  
のあった熊本については、地震のあとに雨による被害も出ているよう  
ですが、その雨も東北地方へ影響を及ぼすかもしれないと警戒が必要か  
もしれません。

議 長                      それでは、本日の総会への出席委員は 24 名。欠席委員は 3 名です。よ  
って、本総会は定足数に達しております。

議 長                      次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいで  
しょうか。

『異議なし』の声

議 長                      それでは議事録署名員に 24 番糸井委員、25 番藤原委員を指名します。  
会議書記には門脇参事を指名します。

議 長                      本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従  
い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長                      異議なしと認めます。それでは日程 4、会務諸報告をお願いします。

伊藤局長                      《会務諸報告の朗読及び説明》（9 時 5 分）

議長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受け  
したいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。  
事務局よりお願いします。

伊藤局長 報告1。農地法第3条の3第1項の規定（相続等）による届出について  
です。6月10日から7月7日までに9名の方から相続したと届け出が  
あり受理し通知した旨を報告致します。

樫尾係長 報告2。農地の転用事実に関する回答書につきまして法務局より4件の  
照会がありました。こちらにつきましては農業委員の方々と現地確認を  
しており、その結果を回答しております。1件目は田沢湖田沢地区、登  
記地目は畑、変更後の地目は原野になります。面積につきましては〇〇  
㎡、申請者は田沢湖田沢地区の〇〇さん、昭和年月不詳から原野として  
利用されております。2件目は田沢湖田沢地区、登記地目は畑、変更後  
の地目は原野となります。面積につきましては〇〇㎡、申請者は田沢湖  
田沢地区の〇〇さん、昭和年月日不詳から原野として利用されておしま  
す。3件目は田沢湖田沢地区、登記地目は畑、変更後の地目は山林とな  
ります。面積につきましては〇〇㎡、申請者は田沢湖田沢地区の〇〇さ  
ん、昭和51年月日不詳から山林として利用されております。4件目は  
田沢湖田沢地区、登記地目は田、変更後の地目は原野となります。面積  
につきましては〇〇㎡、申請者は田沢湖田沢地区の〇〇さん、昭和年月  
日不詳から原野として利用されております。5件目は角館町勝楽地区、  
登記地目は田、変更後の地目は宅地となります。面積につきましては〇  
〇㎡、申請者は〇〇県〇〇市にお住まいの〇〇さん、昭和50年6月3  
0日から宅地として利用されております。報告2の説明は以上になりま  
す。

次に報告3について説明致します。農地改良の完了届の提出がありまし  
た。届出人は角館町白岩地区の〇〇さん。先月農地の改良届が提出され、  
その後改良が終了したことから完了届の提出がされております。完了後  
の写真を添付しておりますので、ご覧ください。報告2と同様にこちら  
につきましても地区担当農業委員と事務局で現地確認をしております。  
報告は以上になります。（9時10分）

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第29号、農地法第  
3条の規定に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

門脇参事 議案第29号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3  
条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の  
可否を求める。平成28年7月8日提出。仙北市農業委員会会長羽川正  
幸。

門脇参事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が田沢湖神代地区、  
田〇〇筆、面積が〇〇㎡、譲渡人は田沢湖神代地区の〇〇さん。譲受人  
は同じく神代地区の〇〇さんです。利用目的は田。3条無償移転です。  
申請事由は譲渡人の息子さんは農業を行っておらず、耕作も不便であり、  
譲受人世帯は後継者がいることや譲受人の隣接農地でもあり耕作に便利  
なことから、経営規模拡大を考えている譲受人への贈与になります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番についま  
しては13番藤村委員より現地確認報告をお願いします。

13番藤村 《整理番号1番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 無いようですので、議案第29号については許可することにご異議ござ  
いませんか。

議 長 『異議無し』の声  
異議無しと認めます。よって、議案第29号については許可することに  
決定します。 (9時13分)

議 長 次に議案第30号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを  
上程します。説明をお願いします。

榎尾係長 それでは内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が田沢湖  
生保内地区で登記簿が田、現況は畑、〇〇筆、面積が〇〇㎡、申請人は  
田沢湖生保内地区の〇〇さん。こちらは4条申請ですので、申請人と事  
業主は同じとなります。転用理由としましては、現在居住している住宅  
について長男夫婦が同居しており、手狭であることや今後を考慮して父  
親である申請人の農地を転用し、既存住宅の増築を行うとのことです。  
以上説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番についま  
しては、7番千葉委員より現地確認報告をお願いします。

7番千葉 《整理番号1番について、現地確認報告》  
議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 『無し』の声あり  
無いようですので、議案第30号については許可することにご異議ござ  
いませんか。

議 長 『異議無し』の声  
異議無しと認めます。よって、議案第30号については許可することに  
決定します。 (9時17分)

議 長 次に議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを  
上程します。説明をお願いします。

榎尾係長 議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして内  
容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町小勝田地区、登記現況共に田、〇〇  
筆、面積は〇〇㎡、譲渡人は〇〇市〇〇にお住まいの〇〇さん、譲受人は  
角館町小勝田地区の〇〇さんです。所有権移転の案件になります。転用理  
由としましては、宅地及び通路となっている隣接地と併せて、申請農地も  
共同住宅として転用を行いたいとのことです。こちらについては都市計画  
区域内になります。資料には現地の写真や位置図などを添付しております  
ので、ご覧ください。

次に整理番号2番、農地の所在は角館町西田地区、登記現況共に田、〇  
〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸人は角館町岩瀬地区の〇〇さん、賃借人は  
〇〇市〇〇区の〇〇さんです。こちらは賃貸借の案件になります。転用理  
由としましては、市立角館総合病院の移転新築に伴い、患者応需薬局及び  
基幹薬局の建築を行うとのことです。こちらについても都市計画区域内に  
なります。併せて資料には現地の写真や位置図などを添付しておりますの  
で、ご覧ください。

以上説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番についま  
しては、24番糸井委員より現地確認報告をお願いします。

24番糸井 《整理番号1番について、現地確認報告》  
議 長 次に整理番号2番につきましては、4番佐藤委員より現地確認報告をお  
願いします。

4番佐藤 《整理番号2番について、現地確認報告》  
議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第31号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第31号については許可することに決定します。(9時27分)

議長 次に、議案第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について整理番号7番、8番、9番を上程しますが、利害関係者の退席をお願いします。

《24番糸井委員退室》(9時28分)

伊藤主事 整理番号7番について説明します。農地の所在が角館町山谷川崎地区で登記簿現況共に田、〇〇筆、合計面積が〇〇㎡、新規の賃貸借案件です。登記名義人が亡くなっていることから推定相続人との契約となります。賃貸人は角館町山谷川崎地区の推定相続人〇〇さん、賃借人は同じく山谷川崎地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年、10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵です。

次に整理番号8番について説明します。農地の所在が角館町山谷川崎地区で登記現況共に田、〇〇筆、合計面積が〇〇㎡、新規の賃貸借案件です。こちらも登記名義人が亡くなっていることから推定相続人との契約となります。賃貸人は角館町山谷川崎地区の推定相続人〇〇さん、賃借人は整理番号7番と同じく〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年、10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵です。

次に整理番号9番について説明します。農地の所在が角館町山谷川崎地区で登記現況共に田、〇〇筆、面積は〇〇㎡、新規の賃貸借案件です。賃

貸人は角館町山谷川崎地区の〇〇さん、賃借人は整理番号7番、8番と同じく〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年、10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵です。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第32号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理番号7番、8番、9番については、異議なしと認め、適正と判断することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第32号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理番号7番、8番、9番については、異議なしと認め、適正と判断することとします。

《24番糸井委員入室》(9時30分)

次に議案第32号整理番号7番から9番以外を上程します。説明を求めます。

伊藤主事 それでは整理番号1番から説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖生保内地区、田〇〇筆、登記現況共に田、合計面積は〇〇㎡、譲渡人は田沢湖生保内地区の〇〇さん、譲受人は公益社団法人秋田県農業公社です。買受予定者は〇〇さんです。公社分割型の所有権移転の案件になります。こちらにつきましては〇〇年間の分割支払い終了後、平成〇〇年度に秋田県農業公社から〇〇さんへ所有権移転が予定されております。売買価格は10アール当たり〇〇円の総額〇〇円です。

次に整理番号2番、関係農地の所在は田沢湖生保内地区、田〇〇筆、登

記現況共に田、合計面積は〇〇㎡、譲渡人は〇〇県〇〇市にお住まいの〇〇さん、譲受人は公益社団法人秋田県農業公社です。買受予定者は整理番号1番と同じく〇〇さんです。こちらも公社分割型の所有権移転の案件になります。こちらにつきましても〇〇年間の分割支払い終了後、平成〇〇年度に秋田県農業公社から〇〇さんへ所有権移転が予定されております。売買価格は10アール当たり〇〇円の総額〇〇円です。

次に整理番号3番、農地の所在は田沢湖生保内字町田沢地区、田〇〇筆、登記現況共に田、合計面積は〇〇㎡、譲渡人は田沢湖生保内地区の〇〇さん、譲受人は同じく生保内地区の〇〇さんです。所有権移転の案件になります。売買価格につきましては、10アール当たり〇〇円の総額〇〇円、自己資金で支払い予定です。

所有権移転につきましては、3件となります。次に賃貸借案件の説明を致します。

整理番号4番、関係農地の所在は田沢湖神代地区、田〇〇筆、登記現況共に田、面積は〇〇㎡です。賃貸人は田沢湖神代地区の〇〇さん、賃借人は西木町小淵野地区の〇〇さんです。こちらは新規賃貸借の案件になります。利用目的は田、期間は〇〇年、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

整理番号5番、関係農地の所在は田沢湖神代地区、田〇〇筆、登記現況共に田、合計面積は〇〇㎡、賃貸人は田沢湖神代地区の〇〇さん、賃借人は西木町小淵野地区の〇〇さんです。こちらにつきましても新規賃貸借の案件になります。利用目的は田、期間は〇〇年、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖神代地区、田〇〇筆、登記現況共に

田、合計面積は〇〇㎡、賃貸人は田沢湖神代地区の〇〇さん、賃借人は西木町小淵野地区の〇〇さんです。こちらにつきましても新規賃貸借の案件になります。利用目的は田、期間は〇〇年、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号10番、農地の所在は西木町上荒井地区、田〇〇筆、登記現況共に田、合計面積は〇〇㎡、賃貸人は西木町西荒井地区の〇〇さん、賃借人は西木町門屋地区の〇〇さんです。新規賃貸借案件になります。利用目的は田、期間は〇〇年、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号11番、農地の所在は西木町西荒井地区、田〇〇筆、登記現況共に田、合計面積は〇〇㎡、賃貸人は西木町西荒井地区の〇〇さん、賃借人は整理番号10番と同じく〇〇さんです。こちらも新規賃貸借案件になります。利用目的は田、期間は〇〇年、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号12番、農地の所在は田沢湖梅沢地区、田〇〇筆、登記現況共に田、合計面積は〇〇㎡、賃貸人は田沢湖梅沢地区の〇〇さん、賃借人は同じく梅沢地区の〇〇さんです。再設定の賃貸借案件になります。利用目的は田、期間は〇〇年、賃貸借料は10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵です。

整理番号13番以降につきましては、農地中間管理事業による賃貸借の案件になります。

整理番号13番、農地の所在は田沢湖岡崎地区、田〇〇筆、登記現況共に田、合計面積〇〇㎡、賃貸人の田沢湖岡崎地区の〇〇さんから農地中間管理機構を通して、転借人〇〇さんへの賃貸借となります。利用目的は田、

期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円となります。

整理番号14番、農地の所在は田沢湖岡崎地区、田〇〇筆、登記現況共に田、合計面積〇〇㎡、賃貸人の田沢湖岡崎地区の〇〇さんから農地中間管理機構を通して、転借人〇〇さんへの賃貸借となります。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円となります。

整理番号15番、農地の所在は田沢湖生保内地区、田〇〇筆、登記現況共に田、合計面積は〇〇㎡、賃貸人の田沢湖生保内地区の〇〇さんから農地中間管理機構を通して、転借人〇〇さんへの賃貸借となります。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円となります。

整理番号16番、農地の所在は田沢湖生保内地区、田〇〇筆、登記現況共に田、合計面積は〇〇㎡、賃貸人の田沢湖生保内地区の〇〇さんから農地中間管理機構を通して、転借人〇〇さんへの賃貸借となります。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円となります。

整理番号17番、農地の所在は田沢湖生保内地区、田〇〇筆、登記現況共に田、合計面積〇〇㎡、賃貸人の田沢湖生保内地区の〇〇さんから農地中間管理機構を通して、転借人〇〇への賃貸借となります。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円となります。

整理番号18番、農地の所在は田沢湖生保内地区、田〇〇筆、登記現況共に田、面積は〇〇㎡、賃貸人田沢湖生保内地区の〇〇さんから農地中間

管理機構を通して、転借人〇〇への賃貸借となります。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円となります。

整理番号19番、農地の所在は田沢湖生保内地区、田〇〇筆、登記現況共に田、合計面積は〇〇㎡、賃貸人の〇〇さんから農地中間管理機構を通して、転借人〇〇さんへの賃貸借となります。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円となります。

整理番号20番、農地の所在は角館町下延地区、田〇〇筆、登記現況共に田、合計面積は〇〇㎡、賃貸人の〇〇さんから農地中間管理機構を通して、転借人〇〇さんへの賃貸借となります。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円となります。

整理番号21番、農地の所在は西木町桧木内地区、田〇〇筆〇〇㎡、畑〇〇筆〇〇㎡の合計〇〇筆〇〇㎡、賃貸人の〇〇さんから農地中間管理機構を通して、転借人〇〇さんへの賃貸借となります。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円となります。畑については使用貸借となります。

説明は以上となります。

議長 説明がおわりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 整理番号21番については農地中間管理機構を通しての転借ですがどの程度の額が中間管理機構から支払われますか。

伊藤主事 経営転換協力金は10アール当たり〇〇円の単価設定になっておりますので、賃貸借面積が〇〇㎡で計算しますと約〇〇万円となります。

23番大石 整理番号3番についてですが、10アール単価につきまして金額的に安いと思われませんが、なにかしらの事情があるのでしょうか。

伊藤主事        こちらの筆につきましては、山間の奥の農地であり耕作が不便であることと、譲渡人からの話で、今までそのような農地に賃借料として10アール当たり〇〇円を貰っていたので迷惑をかけたくないとの申し出がありました。ただ譲受人は無償で頂くことはできないとのことからお互いの話し合いでこの金額が決まったとのことです。

7番千葉        譲渡人は近々、娘さんのところへ転居をする予定で、財産の処分的なものも考えていたみたいです。あわせて以前豪雨があった時に農地が流されて修繕などを行わなければ耕作を行えないとのことでした。以上です。

議 長        整理番号4番から6番について、賃借料が〇〇円となっているが耕作はなにをする予定なのか。

1番高橋        賃借人の〇〇さんが耕作をしていくことになりましたが、そばの作付けを行いたいとのことでした。整理番号6番の農地は基盤整備が行われておらず、法面が広いことから除草などの手間が掛かることなどを考慮して、この賃借料にしたとのことです。

議 長        他にご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり。

議 長        議案第32号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理番号7番から9番以外については、異議なしと認め、適正と判断することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議 長        異議なしと認めます。議案第32号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理番号7番から9番を除き、異議なしと認め、適正と判断することとします。(9時48分)

議 長        次に議案第33号現況非農地証明願いに対する可否決定についてを上程

します。事務局より説明をお願いします。

樫尾係長        議案第33号現況非農地証明願いにつきまして説明致します。

整理番号1番、農地の所在は西木町小山田地区、畑〇〇筆、登記地目は畑、現況地目は原野、面積は〇〇㎡、申請者は西木町門屋地区の〇〇さんです。非農地の事由としましては平成7年月日不詳より原野化しているとのことです。説明は以上になります。

議 長        説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。

21番田村        《議案第33号整理番号1について、現地確認報告》

議 長        現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

報告を聞きますと現地確認を行った3名の方々が判断がつかねるような状況なのかなと思えます。議案第33号についてご意見ご質問などありますでしょうか

18番草薨        全部事項証明書を見る限り抵当権がついていますが、その抵当権について非農地を行うとどのようになるのか、抵当権設定者から見て、その農地の価値が下がり、問題になるのではないのか。

議 長        暫時休憩します。(9時53分)

議 長        休憩以前に遡り、議事を再開します。(10時3分)

樫尾係長        議案第33号につきましては、抵当権に関することや申請地の状況などを再度申請者に聞き取り及びそれに架かる法的な調査を再度行います。

議 長        他にご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長        それでは議案第33号非農地証明願いに対する可否決定については、事務局の申請者への再度の聞き取り及び抵当権に関する調査などを結果を待

つということで保留案件としますがご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議 長 異議なしと認めます。議案第33号非農地証明願いに対する可否決定については、事務局の申請者への再度の聞き取り及び抵当権に関する調査などを結果を待つということで保留案件とします

(10時5分)

議 長 次に議案第34号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定についてを上程します。本議案についての説明は市農山村活性課からお願いします。

齋藤主査 それでは議案第34号につきまして説明致します。

今回の仙北農業振興地域整備計画書の変更につきまして、農業振興地域からの除外が、西木地区〇〇件、〇〇㎡、農業振興地域からの編入が田沢湖地区〇〇件、〇〇㎡になります。除外にかかる用途としては資材置き場、駐車場・堆雪場となります。こちらにつきましては農業委員会事務局転用担当との打合せにより、農地法としての区分用件、許可基準につきまして問題ないと考えております。資料につきましては現地写真や事業計画書及び被害防除計画書などを添付しております。

なお、除外の整理番号2番、所有者〇〇さん、事業主〇〇さんですがこちらは既に事業が終了しており、農業委員会事務局から違反転用状態にあるとの指摘を受けております。その後協議を行い、今回除外手続きをすることとなります。説明は以上です。

樫尾係長 今説明のありました除外の整理番号2番につきまして、補足説明を致します。申請地につきましては違反転用が発覚後、土地所有者及び事業主に事情を聴取しております。どちらも農地転用についての知識を持って

おらず、猛省していることから通常の農地転用手続きを行い、県農業振興普及課へ違反転用があった旨、報告しております。なお、今後除外手続きが終了後、農地法第5条にて農地転用の申請、常設審議委員会への諮問を行う予定になります。

議 長 説明が終わりました。ご意見質問などございませんか。

『なし』の声あり

議 長 無いようですので、議案第34号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定をすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第34号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定し、回答することとします。(10時10分)

議 長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。議会等からの報告はありませんか。

議 長 共済からの報告はありますか。

10番佐藤 とくにありません。

議 長 農協からの報告はありますか。

18番草薨 とくにありません。

議 長 次に、協議事項・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

19番山本 前回総会における非農地申請について、その後の経緯などを報告してもよろしいでしょうか。

議 長 それでは19番山本委員からの報告をお願いします。

19番山本 先月総会議案での非農地申請の公衆用道路の扱いについてですが、事務局とも協議をしました。土地家屋調査士さんとの協議もしたことで、再度事務局からもご報告をお願いします。補足などありましたら、

こちらも致します。

檜尾係長 前回総会で3番野中委員さんからの質問がありました非農地申請の件につきまして、報告致します。総会后、申請者の委任者である〇〇土地家屋調査士さんと山本委員さんと事務局で協議をしております。公衆用道路につきましては、昔、木の搬出に利用した道路としてあり、その一部について申請者の農地にかかってしまったとのことでした。ただ現在もその道路が林道として利用されているようです。林道につきましては公衆用道路にあらず、公衆用道路は県道や市道などが該当するようです。申請については林道という地目がないことから、それに近い公衆用道路ということで申請したとのことでした。

19番山本 昭和39年頃かと思われませんが、林道改修などが行われたりしておりましたが、詳細は私にもわからないところがあります。ただ事務局から説明があった内容でほぼ間違いがないと思われしますのでよろしくお願ひします。

議長 前回総会での非農地はすでに許可が出ているとのことですので、説明があった経緯だそうです。野中委員、よろしいでしょうか。

3番野中 わかりました。ありがとうございます。

議長 それでは協議事項・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

伊藤局長 ≪協議事項≫

第60回秋田県農業委員大会における要請事項の検討について

伊藤局長 ≪連絡事項 今後の日程≫

8月3日(水) 県南地区農業委員研修会(大仙市「ファーズン」  
13時～16時)

8月5日(金) 第9回農業委員会総会(西木総合開発センター「集会室」

9時～)

8月31日(水) 平成28年度「東北・北海道農業活性化フォーラム」  
(秋田市「県民会館」12時30分～)

議長 協議事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

(閉会)

議長 以上をもちまして平成28年第8回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時24分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成28年 月 日

議長

署名員 24番

署名員 25番